

第2期行財政改革プログラム 個別取組工程表

所管	建築都市	局	都市再生	部	都心まちづくり	課			
項目	5-16	堺市市民交流広場における使用料徴収							
実施内容	市民交流広場は、まちのにぎわいの創出に資する交流の場及び市民が親しみを持てる憩いの場を提供するものとして設置するものである。 平成27年7月1日市民交流広場条例施行に伴い、それまで実施が困難であった営利を目的とする行為に対し、使用料徴収することが可能となったことにより、これを歳入として確保する。								
目標	市民交流広場の利用について、ホームページなどを活用し、より市民等に周知を図る。 (平成27年度追記)								
工 程	26年度	27年度	28年度	29年度					
当初予定			市民交流広場の活用促進						
進捗状況 (実績・見込)	26年度	27年度	28年度	29年度					
			市民交流広場の活用促進						
数値目標	26年度	27年度	28年度	29年度					
- 見込	見込	-	-	-					
	実績	-	-						
実績	27年度	平成27年7月1日「堺市市民交流広場条例」施行。市役所前と堺地方合同庁舎前とあわせて、平成28年3月31日までの実績は264,420円。							
単年度の効果額見込及び実績	26年度	27年度	28年度	29年度					
	見込	-	0.097 百万円	0.13 百万円	0.13 百万円				
	実績	-	0.264 百万円						
評価	27年度	B	課題	特になし					
			改善策	特になし					
評価基準		A:目標を上回って達成 B:目標を概ね達成 C:未達成							
備考									